

重要なお知らせ



「林野火災注意報」 「林野火災警報」の運用が始まります

林野火災を予防することを
目的に条例を改正しました。



発令時は消防車等
お知らせします！
その他詳しい情報
はHPやSNSなど
を御覧ください！

塩釜消防マスコットキャラクター
「塩防くん」

運用開始時期
令和8年3月1日から

林野火災注意報

1月から5月までの期間に、乾燥注意報と暴風警報が同時に発表された場合に「**林野火災注意報**」を発令します。
発令中は、屋外での火の使用をお控え下さい。

さらに！林野火災の予防上危険な場合には…

林野火災警報

さらに、林野火災の予防上危険な気象状況が確認された場合等に「**林野火災警報**」を発令します。
警報の発令中は、屋外での火の使用は厳禁です。
違反した場合は**罰則の対象**となります。



さらに詳しい情報については公式HPをご確認下さい！

塩釜地区消防事務組合消防本部

電話番号：022-361-1616

HP：<https://www.sioshou.jp/>

公式SNS (X)：

(旧Twitter)



火の使用の制限について



林野火災注意報や林野火災警報が発令中は、
下記の事項を守って下さい。

- ① 山林、原野等において火入れ※1をしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火※2をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて塩釜地区消防事務組合管理者が指定した区域※3において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸がらを含む。)、取灰※4又は火粉を始末すること。

※1「火入れ」とは、人が管理目的で火をつけて燃やす行為であり、実際に森林において「火入れ」する場合には許可が必要です。

※2「たき火」をする場合には、消防署に届出が必要になります。届出に関しては、最寄りの消防署にご相談をお願いします。

※3 塩釜地区管内において指定されている区域は伊保石公園(塩竈市)、長松園森林公園町民の森(松島町)、宮城県県民の森(利府町)などが指定されています。

※4「取灰」とは、火を使った後の、灰の安全な後始末のことです。

警報発令中に火の使用の制限に違反してしまうと…

30万円以下の罰金又は拘留に処することが
消防法で定められています。

火の用心

ゆるサイと 火災・防災

再かくにん!



正しい知識で安全を守るべし!

正しい知識で安全を守るべし!

近年、リチウムイオン蓄電池による火災が増加傾向!!



大きな地震に備えて、 『感震ブレーカー』を設置!!

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知すると自動で電気を遮断し、通電火災を未然に防ぎます。特に、木造の家がたくさん集まっている場所など、燃え広がる危険性が高い地域では、その設置が強く推奨されています。現在、感震ブレーカーの設置率は全国でまだ一部に留まっています。分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプなど、様々な種類がありますので、ご家庭に合ったタイプを選び、設置を検討しましょう。



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

寝たばこを
やめるのも、
とめるのも、
愛情です。

大切なあの方に、
「寝たばこ火災に要注意！」
の声をかけを。

めぞん一刻

© 高橋留美子/小学館

たばこ火災防止キャンペーン

ストップ!
寝たばこ

寝たばこ火災を防ぐ三カ条
たばこは、

- ① ふとんで吸わない
- ② 灰皿には水を入れて
- ③ 消えたかどうか絶対確認!